

## 蓮田市ユニバーサルデザイン住宅等改修資金 補助制度のご案内

市民の方が、市内施工業者(注1)により、ユニバーサルデザインの考えに基づき、個人住宅の改修工事等を行った場合には、市がその経費の一部を予算の範囲内で補助します。 《申請は必ず工事着工前に行ってください》

**対象住宅は** 現在居住している自己所有の住宅(注2) 《マンションは居住部分》

**対象となる  
方は**

次の要件にすべて該当する方です。

- ①申請日現在、蓮田市に住民登録又は外国人登録をしていること。
- ②住宅の所有者(注2)であり、居住していること。
- ③市税及び市の各種資金の貸付返済について、滞納していないこと。
- ④対象となる改修工事について、他の補助制度による補助を受けていないこと。

**対象となる  
工事は**

次の要件にすべて該当する工事です。

- ◎住宅の修繕・模様替え・改築・増築・設備改善等住宅の機能の向上のために行う工事で、裏面の表に掲げる工事を含むもの。
- ◎市内施工業者(注1)が行う工事で、20万円以上の工事(注3)

**補助金額は**

補助対象の改修工事費(消費税等別)の5%に当る額(注4)  
10万円を上限とし、千円未満切捨てとします。

注1 市内施工業者は、市内に事業所を有する法人で、小規模企業者(おおむね20人以下の事業所)又は市内に住所及び事業所を有する個人。

注2 世帯員全員の前年度の市県民税所得割が非課税である世帯に属するもの(以下「非課税世帯に属する者」という。)が行う場合は、住宅の所有者の承諾があれば、借家であっても補助対象とします。

注3 非課税世帯に属する者が行う場合は、20万円未満でも補助対象とします。

注4 非課税世帯に属する者が行う場合の補助率は、改修工事費(消費税等別)の10分の9とします。補助金額は10万円を上限とし、千円未満を切捨てとします。

◎ユニバーサルデザインとは、すべての人が使いやすいようにデザイン(計画・設計)することです。

## 申請書に添付する書類

申請手続きは  
必ず  
工事着工前に  
行って下さい

- ①住民票又は外国人登録記載事項証明書(※)
- ②納税証明書（又は市県民税所得割の非課税を証明する書類）(※)
- ③建物登記事項証明書（又は固定資産評価証明書）
- ④工事見積書の写し
- ⑤改修工事部分を表記した図面
- ⑥改修工事前の現場写真
- ⑦その他市長が必要と認める書類

※ 非課税世帯に属する者が申請する場合、**世帯全員**の住民票・市県民税非課税証明書を提出していただきます。

◎ 建築確認を必要とする工事については、工事完了後に検査済証の写しを提出していただきます。

## ユニバーサルデザイン対応工事例

工 事 の 種 類	工 事 の 内 容
(1) 手すりの取り付け	必要な箇所への手すりの設置
(2) 段差の解消	①道路から玄関までのアプローチの改修 ②スロープの設置 ③段差解消機の設置 ④床段差の解消
(3) 床の改修	滑りの防止及び移動の円滑化などのための床の改修等
(4) 建具の交換	引き戸等への建具の交換等
(5) 便所の改修	洋式便所等への便器の交換等
(6) 浴室の改修	高齢者等対応浴槽への交換等
(7) 台所、洗面所の改修	いす座又は車いす対応のキッチン又は洗面ユニットへの交換等
(8) その他	①階段昇降機の設置 ②ホームエレベーターの設置 ③天井面にレール固定した移動用リフトの設置 ④上記(1)～(7)の改修工事に附帯して必要となる工事 ⑤その他市長が認めたもの

お問い合わせ 蓮田市役所 商工課（768-3111 内線236）

◎住宅バリアフリー改修に係る固定資産税の減額を受けられる場合があります。  
詳しくは、税務課資産税係（内線129）にてご確認ください。